**強制不妊手術被害者に寄り添い、支える取り組みから**

**「救済法案(基本方針案)」をどう考えるか?**

 4月上旬の国会に超党派で提出予定の「救済法案（基本き方針案）」は、優生保護法問題への真の謝罪・補償・検証へとつながるのか？

違憲訴訟原告の小島喜久夫さん、弁護団からも発言をいただきます。

**講師　利光　惠子さん**

 1953年生。薬剤師。調剤薬局自営のかたわら、1980年代い半ばに、「母子保健法改悪に反対する女たち・大阪連絡会」を立ち上げる。1990年代以降、「優生思想を問うネットワーク」事務局メンバーーとして、女性と障害者の立場から先端医療のもつ差別の問題について考える活動に取り組む。

50歳で、立命館大学大学院先端総合学術研究科に社会人入学し、出生前診断、特に着床前診断導入をめぐる論争史について研究。現在、立命館かん大学生存学研究センターー客員研究員、「グループ・生殖医療と差別」会員、「優生手術に対する謝罪を求める会」会員、「女性のための街かど相談室・ここからサロン」共同代表。著書に『受精卵診断と出生前診断——その導入をめぐる争いの現代史』（生活書院、2012）、『戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術』（立命館大学生存学研究センター、2016）

**日時:2019年4月12日(金)　18:30～21:00　(受付・開場　18:15～)**

**会場:札幌エルプラザ　4階　大研修室　(札幌市北区北8条西3丁目)**

**資料代：500円(学生、資料が必要ない介助者は無料)**

**★点字資料が必要な方は3月29日(金)までにご連絡下さい。**

**★手話通訳、要約筆記が必要な方は、事前にお問い合わせ下さい。**

**共催 ：優生保護法被害者を支える市民の会・北海道、DPI北海道ブロック会議**

**優生保護法被害者北海道弁護団、札幌・めざしの会**

**協力：さっぽろ自由学校「遊」**

**問合せ：『札幌・めざしの会』 佐藤 まで(電話・FAX:011−614-8321)**

**(ｅmail：yshgsasaeru@gmail.com)**